

内容を十分にお読みください

ご契約に関する重要事項のご案内

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、当該ご契約のオプション契約約款を必ずお読みください。

なお、各種約款は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認いただけます。

1. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめオプション契約約款および一般送配電事業者の北海道電力ネットワーク株式会社または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 原則として当社が提供するWebサービス「ほくでんエネモール」にご登録いただけます。
- (3) 契約先を他社から当社へ変更される場合には、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
 - イ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等の請求を受ける可能性があります。
 - ロ 現在の電気のご契約においてポイントなどのサービスがある場合には、解約したくないポイントなどが失効する場合があります。
 - ハ 現在の電気のご契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約したくない継続利用期間が消滅する場合があります。
 - ニ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社との契約中に使用された電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があります。

2. 契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、オプション契約約款による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

3. 供給の開始

- (1) 当社は、需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地事情、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて

お客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

4. 供給電圧および周波数

供給電圧は、原則として標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

5. 契約電力の決定方法

契約電力は、次によって定めます。

- (1) 契約電力が500キロワット未満の場合
契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備の総容量のうち、いずれか小さい値といたします。
- (2) 契約電力が500キロワット以上の場合
契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

6. 料金の単価および算定方法

- (1) 月々の料金は、基本料金、電力量料金（燃料費等調整額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ 基本料金

- (イ) 最低使用期間（契約上電気を使用できる期間において継続する3月の料金の算定期間をいいます。）および最低使用期間以外の期間ごとに、契約電力によって1月単位に決められた料金です。ただし、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

- (ロ) 力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

ロ 電力量料金

- (イ) 1月の使用電力量に電力量料金単価を乗じて算定いたします。

- (ロ) 燃料費等調整制度※にもとづき、次式で算定される燃料費等調整単価に1月の使用電力量を乗じた金額を燃料費等調整額として差し引き、または加えて算定いたします。

燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 市場価格調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価

※燃料費等調整制度

・火力発電に必要な原油、LNG および石炭の燃料価格の変動に応じて調整を行なう「燃料費調整」、卸電力市場価格の変動に応じて調整を行なう「市場価格調整」、離島供給に係る火力燃料費の変動に応じて調整を行なう「離島ユニバーサルサービス調整」とをあわせて毎月の電気料金に反映させる制度です。為替レートや市場の動き、需給状況などを要因とした燃料価格およびスポット市場価格の変動に応じて、電気料金も変動します。

・燃料費調整は、原油、LNG、石炭それぞれの3か月間の貿易統計価格をもとに平均燃料価格を算定し、調整の基準となる燃料価格を上回る場合はプラス調整（上限はありません。）を、下回る場合

はマイナス調整を行いません。

- ・市場価格調整は、3か月間のスポット市場価格をもとに平均市場価格を算定し、調整の基準となる市場価格を上回る場合はプラス調整（上限はありません。）を、下回る場合はマイナス調整を行いません。
- ・離島ユニバーサルサービス調整は、原油の3か月間の貿易統計価格をもとに離島平均燃料価格を算定し、調整の基準となる離島燃料価格を上回る場合はプラス調整（上限があります。）を、下回る場合はマイナス調整を行いません。
- ・燃料費等調整単価の推移や燃料費等調整制度の詳細等は当社のホームページ（www.hepco.co.jp）をご確認ください。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

経済産業大臣が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に1月の使用電力量を乗じて算定いたします。

- (2) 検知制御装置付融雪用機器を使用され、オプション契約約款に定めるところにより料金割引の適用を受ける場合の月々の料金は、料金として算定された金額から、オプション契約約款に定める算式によって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお、検知制御装置付融雪用機器の料金割引は、2026年3月をもちまして適用を終了いたします。

- (3) 燃料費調整単価、市場価格調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等でお知らせいたします。
- (4) 料金プランの適用条件、料金単価等の詳細については、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）に掲載しているオプション契約約款等をご確認ください。

7. 検 針 日

検針は、お客さまごとに当該一般送配電事業者等があらかじめ定めた日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、やむをえない事情がある場合には、当該一般送配電事業者等は、あらかじめ定めた日以外の日に検針することがあります。

なお、検針日は、当該一般送配電事業者等が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。

8. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、託送約款等に定める供給側検針期間または供給側計量期間（以下「計量期間等」といいます。）とし、料金は、当該期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 需給契約の開始、消滅、変更等があった場合には、料金を日割計算いたします。

9. 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、原則として、当該一般送配電事業者等が取り付ける記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量し、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。
- (3) 計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。

10. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) お客さまの料金の支払期日は、(1)の支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日とし、料金は支払期日までに支払っていただきます。

11. 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法により行ないます。
- (2) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社は、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。
- イ お客さまが希望される場合で当社が認めたとき。
 - ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合
- (3) (2)の場合、当社は、原則として、発行手数料を申し受けます。ただし、発行手数料は、当分の間、無料といたします。
- なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

12. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (2) 料金については、原則として口座振替により支払っていただきます。ただし、特別な事情がある場合には、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。

13. 延 滞 利 息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払されない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払った直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

14. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算いたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

15. 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算

- (1) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に料金をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
- (2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

16. 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。この場合には、需要場所もしくはお客さまがあらかじめ指定した郵送場所に宛てた書面の発送、電話または電磁的方法により、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- イ 託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ロ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払わない場合
- ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払わない場合
- ニ オプション契約約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他オプション契約約款から生じる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- ホ 付帯電灯以外の電灯によって電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めないとき。
- ヘ お客さまが契約された用途以外の用途に電気を使用された場合または契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）以外の時間に電気を使用された場合で、当社がその旨を警告しても改めないとき。
- ト お客さまがその他オプション契約約款に反した場合
- (2) お客さまが正当な理由なく(1)のお知らせを受け取れない場合、当社は、あらかじめ(1)の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合、書面を発送した日から 2 日後に(1)のお知らせをしたものとみなします。
- (3) お客さまが、需給契約の廃止の通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

17. 契 約 超 過 金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、契約超過電力（その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値）に基本料金率を乗じてえた金額を力率により割引または割増したものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

18. 違 約 金

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ロ 契約負荷設備以外の負荷設備または契約受電設備以外の受電設備によって電気を使用された場合
- ハ 付帯電灯以外の電灯によって電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めないとき。
- ニ お客さまが契約された用途以外の用途に電気を使用された場合または契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合で、当社がその旨を警告しても改めないとき。
- (2) (1)の免れた金額は、オプション契約約款に定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

19. 損害賠償の免責

- (1) 当該ご契約で準用する電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）に定める事項によって需給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 託送約款等に定めるところによって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合または当該ご契約で準用する標準約款に定める事項によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

20. 設 備 の 賠 償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能の場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

21. 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- イ 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
- ロ その他オプション契約約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務
- (2) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業

務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

22. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、必要に応じて、供給開始に先立ち、接続供給電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行います。

23. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。この場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

24. 需給契約の廃止

お客さまがオプション契約約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

25. 災害救助法が適用された場合等の特別措置

当社は、原則として災害発生日から1年以内に、災害救助法にもとづき公示された区域のお客さままたは激甚災害に指定された災害で被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の6月後の末日までに申出がある場合は、次の料金等の特別措置を適用いたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて罹災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日

以降のものに限りです。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1月延ばします。

- (2) 災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、料金の算定期間ごとに被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数1日当たり基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）を4%割引いたします。
- (3) 災害発生日が属する月の6月後の末日までに、被災された需要場所の再建等の申込みをされた場合で、次のいずれかに該当するときは、当社は、工事費負担金等相当額を申し受けません。
 - イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、新たに需給契約の申込みをされた場合で、その申込みにおける契約電力が被災日の契約電力をこえないとき。
 - ロ 再建等のため、新たに臨時電力の申込みをされた場合
 - ハ 引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が被災日の供給方法と同一であり、原則として初回の工事のとき。
- (4) お客さまの電気設備が災害により一時使用不能となった場合、災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

26. そ の 他

- (1) 契約期間満了に先だって、原則として標準約款の業務用電力もしくは高圧電力または当該ご契約のオプション契約約款以外のオプション契約約款に需給契約を変更することはできません。
- (2) 最低使用期間は、原則として10月から翌年の5月までの期間において継続する3月の料金の算定期間とし、あらかじめ設定していただきます。また、最低使用期間の設定は、原則として毎年12月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の2月の料金に係る計量期間等の終期までの期間といたします。
- (3) 契約使用時間は、次によります。
 - イ 融雪用電力Aおよび融雪用電力C
毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間といたします。
 - ロ 融雪用電力Bおよび融雪用電力D
毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうち2時間を除いた22時間といたします。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、(3)イの使用開始時刻または(3)ロの時間帯を変更することがあります。ただし、契約使用時間または(3)ロの時間帯の延長または短縮は行ないません。
- (5) 融雪用電力Bおよび融雪用電力Dの場合、当社は、契約使用時間以外の時間については、あらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (6) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
- (7) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (8) 発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯を使用することはできません。
- (9) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、オプション契約約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
 - イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。
 - ロ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、オプション契約約款を変更する必要性が生じた場合
 - ハ その他、オプション契約約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- (10) オプション契約約款を変更する場合には、当社は、オプション契約

約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

- (11) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
- (12) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、オプション契約約款に定めるところによります。

[お問い合わせ先]

北海道電力株式会社（小売電気事業者登録番号 A0267）
所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地
（電話番号）0120-07-5154
電話受付時間：9：00～17：00
（休業日：土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日、5月1日）

電気料金単価表(2026年11月1日実施)

融雪用電力A・B・C・D

契約種別・区分				単位	料金単価
融雪用電力	A (ホットタイム19)	基本料金	最低使用期間(3か月)の1か月につき	1kW	1,650円10銭
			上記以外の期間の1か月につき	〃	1,067円10銭
		電力量料金		1kWh	20円62銭
	B (ホットタイム22)	基本料金	最低使用期間(3か月)の1か月につき	1kW	1,749円10銭
			上記以外の期間の1か月につき	〃	1,089円10銭
		電力量料金		1kWh	20円75銭
	C (ホットタイム19エコ)	基本料金	最低使用期間(3か月)の1か月につき	1kW	1,144円10銭
			上記以外の期間の1か月につき	〃	979円10銭
		電力量料金		1kWh	23円74銭
	D (ホットタイム22エコ)	基本料金	最低使用期間(3か月)の1か月につき	1kW	1,155円10銭
			上記以外の期間の1か月につき	〃	979円10銭
		電力量料金		1kWh	24円00銭

■単価表のご利用にあたっての留意事項

- ・料金単価は、消費税等相当額を含み、燃料費等調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含みません。
- ・融雪用電力A、融雪用電力B、融雪用電力Cおよび融雪用電力Dは、2017年10月31日をもって、新規加入の受付を終了いたしました。
- ・融雪用電力A・B・C・Dの検知制御装置付融雪用機器の料金割引は、2026年3月分料金をもちまして終了いたしました。